

男性労働者の育児休業等取得率の公表について

育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人越 1,000 人以下の企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

社会医療法人東明会の男性労働者の育児休業等の取得状況は以下の通りです。

男性労働者の育児休業等取得割合

令和 6 年度（2024 年 4 月～2025 年 3 月）

育児休業等をした男性労働者数 3 人

配偶者が出産した男性労働者数 4 人

育児休業等の取得割合 75%